

答申第285号
平成20年9月5日

千葉県教育員会
委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年12月25日付け教職第5331号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

平成19年10月3日付けで異議申立人から提起された、平成19年7月
25日付け教職第9号の17で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立て
に対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成19年7月25日付け教職第9号の17で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 次に掲げる文書を構成する研修状況報告書は、特別に指導力の向上を要する教員の取扱いに関する要綱（平成14年12月4日制定。以下「要綱」という。）第5条第1項及び別記第4号様式に定められた報告書であるから、その様式部分まで全て非開示とするのは違法であり、その記載項目のうち所属（学校名のうち学校種別）、職名、研修期間及び1主な研修内容は、特別に指導力の向上を要する教員（以下「特別研修教員」という。）又は特別研修教員に該当するか否かの判定を受ける教員（以下「判定対象教員」という。）の氏名等が明らかにされていない限り、特定個人を識別できる情報とはいえ、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当せず、また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められないので、同条第6号に該当せず、様式部分を含めて開示されるべきである。
 - ア 意見聴取について（通知）（平成15年12月19日付け教職第436号）の起案文書のうち、請求に係る部分（以下「本件文書1」という。）
 - イ 意見聴取の日程等について（通知）（平成17年2月15日付け教職秘第488号）の起案文書のうち、請求に係る部分（以下「本件文書3」という。）
 - ウ 意見聴取の日程等について（通知）（平成18年1月11日付け教職第429号）の起案文書のうち、請求に係る部分（以下「本件文書6」という。）
- (2) 次に掲げる文書に記載されている情報である研修方法及び研修期間は、当該教員の氏名等が明らかにされていない限り、特定個人を識別できる情報とはいえ、条例第8条第2号に該当せず、要綱第7条に定められた研修方法に過ぎず、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事

の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められないので、同条第6号に該当せず、開示されるべきである。

ア 特別研修教員の決定について（通知）（平成16年3月22日付け教職第550号）の起案文書（以下「本件文書2」という。）

イ 特別研修教員の決定について（通知）（平成17年3月24日付け教職第561号）の起案文書（以下「本件文書5」という。）

ウ 特別研修教員の決定について（通知）（平成18年2月24日付け教職第479号）の起案文書（以下「本件文書8」という。）

- (3) 実施機関が非開示にした部分（書類の全て黒塗りにしたもの）を東京都情報公開審査会の判断基準に基づき、書類の表題名、各項目欄及び書類の受領印の部分の開示を求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、平成19年6月26日付けで「H16～H18年度の県内小学校教諭の幕張教育センターに研修に至るまでの経緯と研修内容についての全ての書類」を「開示請求する行政文書の件名又は内容」とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求について、開示請求書を受け付けた千葉県総務部政策法務課情報公開・個人情報センターは、異議申立人に幕張教育センターとは、千葉県総合教育センターのことであり、研修とは、特別研修のことであり、船橋市、浦安市及び習志野市のものを開示請求したい旨確認し、開示請求書及びその旨を記載した書面を実施機関に送付した。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）を次に掲げるものと特定し、本件文書4及び7を条例第8条第2号に該当するとして、それ以外の本件対象文書を同条第2号及び第6号に該当するとして本件決定を行った。

- (1) 本件文書1
- (2) 本件文書2
- (3) 本件文書3
- (4) 判定会の開催について（通知）（平成17年2月8日付け教職号外）についての起案文書（以下「本件文書4」という。）
- (5) 本件文書5
- (6) 本件文書6
- (7) 判定会の開催について（通知）（平成18年1月16日付け教職号外）についての起案文書（以下「本件文書7」という。）
- (8) 本件文書8

3 特別研修制度について

特別研修教員とは、疾病等以外の理由で、児童生徒を適切に指導できないため、研修等の措置を講じて、特に指導力の向上を図る必要があると決定された教員をいい、千葉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が設置する特別に指導力の向上を要する教員の判定会（以下「判定会」という。）の審議結果の報告を受け、県教育長が決定する。

研修方法については、学校への勤務を続けながら、研修機関等において、10日間程度研修に専念し、指導力の向上を図る特別研修A及び研修機関等を主な研修場所として、研修に専念し、指導力の向上を図り、必要に応じて、在籍校等において勤務復帰に向けた授業を実施する特別研修Bがある。

特別研修教員に係る申請は、申請者（県立学校の教員にあつては当該県立学校の校長をいい、市町村立学校の教員にあつては当該市町村の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が、要綱別表「特別に指導力の向上を要する教員の判断の基準と視点」により、県教育長に申請し、県教育長は、判定会の審議結果の報告を受け、特別研修教員として決定するか否か、又は特別研修の継続の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。また、県教育長は、研修方法を指定する。

なお、当該市町村の教育委員会の教育長の場合は、当該市町村を所管区域とする千葉県教育庁教育事務所の所長（平成16年3月31日以前は当該市町村を所管区域とする千葉県教育庁地方出張所の所長）を経由して申請する。

申請者は、研修期間満了3月前に達したときに、特別研修教員の研修の状況について、研修状況報告書により県教育長に報告する。県教育長がこの報告書を受理した場合は、特別研修教員の特別研修の継続又は終了等を判定会において審議する。

また、審議を行うに当たっては、判定対象教員等から意見を聴いている。

4 本件対象文書について

(1) 本件文書1について

本件文書1は、判定対象教員が特別研修教員に該当するか否かの審議又は特別研修教員の特別研修の継続若しくは終了等の審議を判定会が行うに当たり、申請者その他関係者から、判定対象教員の教育活動等の状況又は特別研修教員の研修状況及びその成果等について聴取するための起案文書のうち、請求に係る部分であり、起案用紙、申請者及び千葉県教育庁地方出張所の所長あて通知の案文、当該所長からの進達文、申請者からの送付文及び当該所長を経由して申請者から提出された特別研修教員の研修状況報告書から構成されている。

記載されている情報は、市町村の教育委員会の名称、文書記号番号、

送付日、判定対象教員又は特別研修教員の氏名、所属、職名及び性別、研修期間、主な研修内容、研修への取組み状況、指導力等の向上状況（学習指導、生徒指導及び対人関係）、特別研修教員の意識の変化、特別研修教員への指導状況、申請者の所見、作成者等である。

(2) 本件文書 2、5 及び 8 について

本件文書 2、5 及び 8 は、要綱第 6 条第 1 項の規定により県教育長が特別研修教員として決定するか否か、又は特別研修の継続の可否を決定し、要綱第 7 条第 1 項の規定により研修方法を指定するための起案文書であり、起案用紙、決定の結果を記載した一覧（案）、申請者及び千葉県教育庁地方出張所の所長又は千葉県教育庁教育事務所の所長あて通知の案文及び参考として判定対象教員若しくは特別研修教員あて研修命令又は研修命令解除のひな形から構成されている。

記載されている情報は、判定対象教員又は特別研修教員の氏名及び所属、市町村の教育委員会の名称、研修方法、主な研修場所、研修場所、研修期間、停止事由等である。

(3) 本件文書 3 及び 6 について

本件文書 3 及び 6 は、判定対象教員が特別研修教員に該当するか否かの審議又は特別研修教員の特別研修の継続若しくは終了等の審議を判定会が行うに当たり、要綱第 5 条第 3 項の規定により申請者その他関係者から、判定対象教員の教育活動等の状況又は特別研修教員の研修状況及びその成果等について聴取し、及び同条第 4 項の規定により判定対象教員又は特別研修教員から意見を述べる機会を与えるための起案文書であり、起案用紙、判定対象教員又は特別研修教員、申請者及び千葉県教育庁教育事務所の所長あて通知の案文、当該所長からの進達文、申請者からの送付文及び当該所長を経由して申請者から提出された特別研修教員の研修状況報告書（本件文書 3 は、特別研修教員から提出された意見陳述申出書及び当該所長から提出された意見を聴取される出席者の名簿を含む。）から構成されている。

記載されている情報は、市町村の教育委員会の名称、文書記号番号、送付日、判定対象教員又は特別研修教員の氏名、所属、職名及び性別、研修期間、主な研修内容、研修への取組み状況、指導力等の向上状況（学習指導、生徒指導及び対人関係）、特別研修教員の意識の変化、特別研修教員への指導状況、申請者の所見、作成者等である。

(4) 本件文書 4 及び 7 について

本件文書 4 及び 7 は、要綱第 5 条第 1 項の規定により県教育長が招集することとされている判定会を開催するための起案文書であり、起案用紙、判定会の委員あて通知の案文及び判定会の日程から構成されている。

記載されている情報は、市町村の教育委員会の名称、判定対象教員又

は特別研修教員の所属及び氏名等である。

5 条例第8条第2号該当性について

- (1) 本件対象文書中、氏名、所属、市町村の教育委員会の名称、文書記号番号、送付日、研修状況報告書、意見陳述申出書、研修方法、主な研修場所(本件文書5及び8においては研修場所)、研修期間及び停止事由は、特定の個人についての情報であることから、条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報であると認められる。

このうち、氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは、明らかである。

- (2) また、所属、市町村の教育委員会の名称、文書記号番号、送付日、研修方法、主な研修場所(本件文書5及び8においては研修場所)及び研修期間は、その情報自体から直接に特定の個人を識別することはできないが、各学校等で誰でも閲覧可能な学校要覧等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

- (3) 次に、研修状況報告書に記載された情報のうち、上記(1)及び(2)で説明した氏名等の情報以外の主な研修内容、研修への取組み状況、指導力等の向上状況(学習指導、生徒指導及び対人関係)、特別研修教員の意識の変化、特別研修教員への指導状況及び申請者の所見については、特別研修教員ごとに、当該教員に係る状況等が具体的かつ詳細に記載されている。

これらの情報は、当該教員が児童生徒を適切に指導できない状況を示す具体的事実、それに対する申請者の指導の内容及び評価等を詳細に記載したものであり、明らかに個人に関する情報に該当するものであり、公開を前提として作成されているものではない。

また、当該教員にとっては不利益となる情報が大半を占めており、克服に向けて努力の過程にある者及び多数の教員が職場に復帰している現状からも、特定の個人を識別することができるとはいえないまでも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

- (4) 意見陳述申出書に記載された情報は、判定対象教員が特別研修教員として申請されたことに対する意見を詳細に記載してあるものであり、当該教員にとっては不利益となる情報であることから、全体として当該教員の個人に関する情報であって、氏名等を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。
- (5) 以上のことから、本件決定で不開示とした本件対象文書に記載された情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号イ、ロ及びニに該当しないと認められる。

- (6) また、本件対象文書に記載された情報は、いずれも判定対象教員又は

特別研修教員の評価等で、当該教員の身分の取扱いに関するものであり、公務員の具体的な職務の遂行と直接関連を有する情報とはいえないため、条例第8条第2号ハにも該当しないと認められる。

6 条例第8条第6号該当性について

(1) 本件文書1、3及び6を構成する研修状況報告書、本件文書3を構成する意見陳述申出書及び本件文書2、5及び8を構成する決定の結果を記載した一覧（案）に記載された情報のうち、研修方法、主な研修場所（本件文書5及び8においては研修場所）及び研修期間は、実施機関が行う特別研修に係る事務に関する情報であることから、条例第8条第6号に該当するので、同号該当性について次のとおり説明する。

(2) 研修状況報告書は、特別研修の継続の可否を決定する際の重要な資料となっており、特別研修教員が学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない状況を示す具体的な事実並びにそれに対する校長等の指導内容及び評価を詳細に記載したものであり、その性質上公開を前提として作成されているものではない。

したがって、これらの情報を公にすることとなると、申請者及び判定会の委員等による率直な意見の表明が行われにくくなること、当該教員が市町村の教育委員会等による指導に対して、消極的な態度をとること等の結果、指導及び評価が円滑かつ効果的に実施できず、実施機関に正確な情報が伝わらなくなるおそれがある。

(3) 意見陳述申出書については、特別研修教員に申請されたことに対する判定対象教員の意見が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報を公にすることとなると、今後、判定対象教員が率直な意見の表明を回避するおそれがあり、意見の聴取への協力が得られなくなる可能性が考えられることから、特別研修教員の決定等に当たり、正確な事実の把握及び意見の確認が困難となり、適正な判断を行うために必要な情報を十分得ることができなくなるおそれがある。

(4) 研修方法、主な研修場所（本件文書5及び8においては研修場所）及び研修期間については、判定対象教員又は特別研修教員であることが一定範囲の関係者には既に明らかになっている可能性が高いと考えられることから、これらの情報を開示することになると、研修についての公正な判断ができなくなるおそれがある。

(5) 以上から、研修状況報告書、意見陳述申出書並びに研修方法、主な研修場所（本件文書5及び8においては研修場所）及び研修期間を開示すると、特別研修教員に対する特別研修に関する事務の適正な遂行が困難になり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当すると認められる。

7 部分開示について

- (1) 上記第2の2(3)に記載する書類の表題名については、ホームページ等で要綱を公開しており、誰でも情報を入手できるものである。
また、条例第23条第5項の規定により開示決定等の理由を説明する書面（以下「理由説明書」という。）の写しを異議申立人に送付するに当たり、要綱を添付している。
- (2) 上記第2の2(3)に記載する各項目欄については、上記5及び6で説明したとおり、条例第8条第2号本文及び第6号に該当する部分について不開示としたものである。
- (3) 上記第2の2(3)に記載する書類の受領印は、不開示情報に含まれていない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について
本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。
- 2 本件対象文書について
本件対象文書は、第3の4のとおりである。
- 3 条例第8条第2号該当性について
実施機関は、本件対象文書に条例第8条第2号に掲げる情報が記録されていると説明するので、次のとおり検討する。
 - (1) 本件文書1について
 - ア 次に掲げる情報については、当該情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と何人も閲覧することができる学校要覧等他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。
 - (ア) 本件文書1を構成する起案用紙に記載された情報のうち、県立学校の名称及び校長の氏名並びに市町村の教育委員会の名称及び教育長の氏名
 - (イ) 本件文書1を構成する千葉県教育庁地方出張所の所長からの進達文に記載された情報のうち、市町村の教育委員会の名称
 - (ウ) 本件文書1を構成する申請者からの送付文に記載された情報のうち、文書記号番号、送付日、市町村の教育委員会の名称、教育長の氏名及び教育長の印影並びに特別研修教員の所属
 - イ 次に掲げる情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。
 - (ア) 本件文書1を構成する申請者からの送付文に記載された情報のうち、特別研修教員の氏名

(イ) 本件文書 1 を構成する研修状況報告書に記載された情報のうち、特別研修教員の氏名

ウ 本件文書 1 を構成する研修状況報告書について、次のとおり判断する。

(ア) この報告書は、要綱別記第 3 号様式を用いて特別研修教員ごとに作成され、要綱第 8 条第 1 項の規定により当該教員が研修期間満了 3 月前に達したとき又は同条第 2 項の規定により申請者が、当該教員が研修期間中に指導力が向上し、研修の必要がなくなったと判断したときに、当該教員の研修の状況について、申請者から県教育長に報告する行政文書である。

(イ) この報告書には、同様式に定められた記入項目として、所属、職名、特別研修教員氏名、性別、研修期間、主な研修内容、研修への取り組み状況、指導力等の向上状況（学習指導、生徒指導及び対人関係）、特別研修教員の意識の変化、特別研修教員への指導状況、申請者の所見及び作成者が記載されている。この報告書に記載された情報は、条例第 8 条第 2 号本文に規定する個人に関する情報であると認められる。

これらの情報のうち、特別研修教員の所属、職名及び性別並びに研修期間については、上記アと同様に、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

これらの情報のうち、主な研修内容、研修への取り組み状況、指導力等の向上状況（学習指導、生徒指導及び対人関係）、特別研修教員の意識の変化、特別研修教員への指導状況及び申請者の所見については、特別研修教員ごとに記載されている内容は異なるものの、特別研修教員に係る固有の事情が具体的かつ詳細に記載されている。当該情報は、特別研修教員が児童生徒を適切に指導できない状況、それに対する申請者の意見等であり、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであることから、特定の個人を識別することができるとはいえないまでも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

これらの情報のうち、作成者については、公務員等の職務の遂行に係る情報であるが、当該情報は、特別研修教員の所属を容易に特定し得る情報であり、当該情報を開示することにより、特別研修教員という特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

エ 以上のことから、上記アからウまでの情報は、同号本文に該当し、同号イ、ロ及びニに該当しないと認められる。同号ハの該当性について

ては、上記ア及びイの情報は、判定対象教員が特別研修教員に該当するか否かの審議又は特別研修教員の特別研修の継続若しくは終了等の審議を判定会が行うに当たり、申請者その他関係者の意見を聴取するという当該教員の身分の取扱いに関するものであり、また、上記ウの情報は、当該教員の評価及び勤務態度に関するものを含むことから、同様に、当該教員の身分の取扱いに関するものである。したがって、公務員等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報とはいえないため、同号ハに該当しないと認められる。

(2) 本件文書 2、5 及び 8 について

ア 本件文書 2、5 及び 8 を構成する決定の結果を記載した一覧（案）に記載された情報のうち、申請者、判定対象教員又は特別研修教員の所属、研修方法、主な研修場所（本件文書 5 及び 8 においては研修場所）及び研修期間については、上記(1)アと同様に、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

イ これらの情報のうち、判定対象教員又は特別研修教員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

ウ 本件文書 5 及び 8 を構成する決定の結果を記載した一覧（案）に記載された情報のうち、停止事由については、要綱第 8 条第 2 項の規定により申請者は、特別研修教員の研修期間中に、研修方法の変更又は研修の中断が必要と判断したときには、研修状況報告書により、県教育長に報告するものとされており、要綱第 5 条第 1 項の規定により県教育長は、研修状況報告書を受理した場合は、判定会を招集し、その審議を依頼し、要綱第 6 条第 1 項の規定により判定会の審議結果の報告を受け、特別研修の継続の可否を決定するとしている。当該情報は、特別研修を中断する事由が記載されており、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであることから、特定の個人を識別することができるとはいえないまでも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ 以上のことから、上記アからウまでの情報は、条例第 8 条第 2 号本文に該当し、同号イ、ロ及びニに該当しないと認められる。同号ハの該当性については、上記アからウまでの情報は、特別研修教員としての決定又は特別研修の継続の可否に係る決定、研修方法の指定及び研修命令又は研修命令の解除という当該教員の身分の取扱いに関するものであり、公務員等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報とはいえないため、同号ハに該当しないと認められる。

(3) 本件文書 3 及び 6 について

ア 次に掲げる情報については、上記(1)アと同様に、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

- (ア) 本件文書3及び6を構成する起案用紙に記載された情報のうち、県立学校の名称及び校長の氏名並びに市町村の教育委員会の名称及び教育長の氏名
- (イ) 本件文書3を構成する意見を聴取される出席者の名簿に記載された情報のうち、判定対象教員の教育活動等の状況又は特別研修教員の研修状況及びその成果等について聴取される申請者の所属及び氏名
- (ウ) 本件文書3及び6を構成する千葉県教育庁教育事務所の所長からの進達文に記載された情報のうち、市町村の教育委員会の名称
- (エ) 本件文書3及び6を構成する申請者からの送付文に記載された情報のうち、文書記号番号、送付日、市町村の教育委員会の名称、教育長の氏名及び教育長の印影並びに特別研修教員の所属

イ 次に掲げる情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

- (ア) 本件文書3を構成する意見陳述申出書に記載された情報のうち、判定対象教員又は特別研修教員の氏名
- (イ) 本件文書3を構成する意見を聴取される出席者の名簿に記載された情報のうち、判定対象教員又は特別研修教員の氏名
- (ウ) 本件文書3及び6を構成する申請者からの送付文に記載された情報のうち、特別研修教員の氏名
- (エ) 本件文書3及び6を構成する研修状況報告書に記載された情報のうち、特別研修教員の氏名

ウ 本件文書3を構成する意見陳述申出書は、申請者が判定対象教員に申請をする旨を事前に伝え、一定の期間を定めて提出を求め、それに対し判定対象教員が提出した行政文書である。

この陳述書には、記入項目として、申出日、申出者（所属、職及び氏名）、意見陳述に要する時間及び意見陳述をしたい主な内容が記載されている。

この陳述書に記載された情報は、判定対象教員自らが判定対象教員として申請されたことに対する意見を詳細に記載しているものであり、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであることから、全体として判定対象教員の個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ 本件文書3及び6を構成する研修状況報告書について、次のとお

り判断する。

(ア) この報告書は、要綱別記第3号様式を用いて特別研修教員ごとに作成され、要綱第8条第1項の規定により当該教員が研修期間満了3个月前に達したとき又は同条第2項の規定により申請者が、当該教員の研修期間中に、研修方法の変更又は研修の中断が必要と判断したときに、当該教員の研修の状況について、申請者から県教育長に報告する行政文書である。

(イ) 上記(ア)以外は、上記(1)ウ(イ)と同様である。

オ 以上のことから、上記アからエまでの情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号イ、ロ及びニに該当しないと認められる。同号ハの該当性については、上記ア、イ及びエの情報は、上記(1)エと同様であり、上記ウの情報は、判定対象教員が特別研修教員に該当するか否かの審議を判定会が行うに当たり、当該教員が意見陳述申出書を提出するという当該教員の身分の取扱いに関するものである。したがって、公務員等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報とはいえないため、同号ハに該当しないと認められる。

(4) 本件文書4及び7について

ア 本件文書4及び7を構成する判定会の日程に記載された情報のうち、市町村の教育委員会の名称及び判定対象教員又は特別研修教員の所属については、上記(1)アと同様に、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

イ これらの情報のうち、判定対象教員又は特別研修教員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

ウ 以上のことから、上記ア及びイの情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号イ、ロ及びニに該当しないと認められる。同号ハの該当性については、上記ア及びイの情報は、特別研修教員に該当するか否かの審議又は特別研修教員の特別研修の継続若しくは終了等の審議を判定会が行うという当該教員の身分の取扱いに関するものであり、公務員等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報とはいえないため、同号ハに該当しないと認められる。

4 条例第8条第6号該当性について

実施機関は、本件文書1、3及び6を構成する研修状況報告書、本件文書3を構成する意見陳述申出書並びに本件文書2、5及び8を構成する決定の結果を記載した一覧(案)に記載された情報のうち、研修方法、主な研修場所(本件文書5及び8においては研修場所)及び研修期間について、条例第8条第6号に該当すると説明するので、次のとおり検討する。

- (1) これらの情報は、判定対象教員又は特別研修教員の個人の人格と密接にかかわる情報であると同時に、当該教員に対する申請者等の指導内容、人事管理上の評価等に関するものである。
 - (2) これらの情報は、公にされ、公にすることが予定されることを前提として記載されているとは認められず、これらを公にすると、判定対象教員又は特別研修教員が申請者等による指導に対して消極的態度をとる、率直な意見の表明を回避する等の結果、申請者等による指導が円滑かつ効率的に実施できず、指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できる。加えて、これらの情報を公にすると外部からの様々な干渉等を懸念することにより、的確な内容が記載されず、県教育長に必要な情報が十分に伝わらなくなるおそれがあり、判定会での審議に当たり、正確な事実及び意見の把握が困難になる等、特別研修教員に対する要綱に基づく特別研修という人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることも否定し難い。
 - (3) したがって、これらの情報は、条例第8条第6号に該当すると認められる。
- 5 部分開示について
- (1) 本件文書1、3及び6を構成する研修状況報告書の様式部分については、実施機関においてホームページ等で公開している。また、条例第23条第4項の規定により実施機関から審査会に提出された理由説明書に、研修状況報告書の様式が記載された要綱が添付されており、審査会は、同条第5項の規定により、当該要綱が添付された理由説明書の写しを異議申立人に送付している。
 - (2) 本件文書3を構成する意見陳述申出書の様式部分については、本件決定で開示している。
 - (3) 以上のことから、当該報告書及び当該申出書の全部が開示されなかったとしても、異議申立人は、その様式部分を知り得る状況にあったといえる。
 - (4) このような状況から客観的に判断すると、当該部分を開示しなかったとしても、異議申立人にとって特段の不利益にはならない。また、不開示情報をマスキングし、行政文書から物理的に除くことは実施機関にとって無用な負担を負うことになる。
 - (5) したがって、本件文書1を構成する研修状況報告書及び本件文書3を構成する意見陳述書の様式部分は、条例第8条各号に規定する不開示情報ではないが、条例第9条第1項ただし書に規定する有意の情報が記録されていないと認められるので、この部分を開示しなかった実施機関の

判断は、妥当である。

6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。